

常口セーフティ少額短期保険の現状
令和2年版／令和元年度決算



JOGUCHI SAFETY SSI BUSINESS REPORT **2020**



常ロセーフティ 少額短期保険の現状

2020

INDEX

トップメッセージ・経営理念……………	1
会社概要・主な業務の内容……………	2
経営について……………	3
業績データ……………	21
コーポレートデータ……………	41



本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条および同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明資料）です。

信頼される少額短期保険会社として

日頃より、皆様には常口セーフティ少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

当社は、少額短期保険業者として平成20年5月30日北海道財務局長（少額短期保険）第1号として開業以来、毎年安定した経営基盤を維持しております。

開業12年目となります令和元年度の業績につきましては、保険料収入は新規契約保険料の減収により前年比2.5%の減収となりました。また、経常利益は支払保険金の増加、普通責任準備金の繰入れなどにより52,432千円となり、純利益は37,918千円となりました。

この結果、純資産は前年比8.1%増加して503,899千円となり、ソルベンシー・マージン比率も5,106%と高い水準を維持することができました。

これらの結果は、ひとえにお客様と代理店の皆様のご支援の賜物であり、役職員一同深く感謝申し上げます。

今後も、更に強固な経営基盤の構築を推進するとともに、経営理念である「お客様にとってシンプルでわかりやすい商品と安心のサービスの提供」に取り組んでまいりますので、引き続き一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和2年7月

常口セーフティ少額短期保険株式会社
代表取締役社長 萩野 克己

経営理念

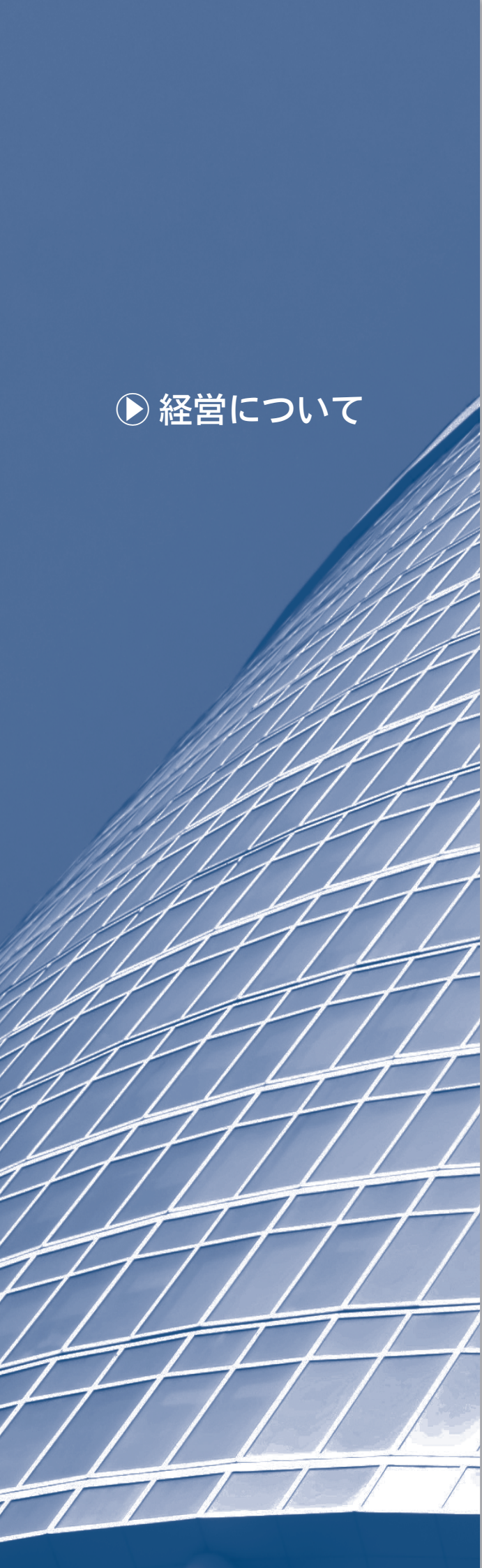
1. 健全な経営の確保および公正・適正な業務運営を推進し、お客様の保護を図るとともに社会からの期待と信頼に応えます。
2. お客様にとってシンプルでわかりやすい保険商品と、安心のサービスを提供します。
3. 代理店と互いに協力をし、お客様の声を大切にするとともに、相互の発展を図ります。
4. 全役職員が革新的で創造性を発揮できる、先進的な企業風土を築きます。

会社概要

商 号	常口セーフティ少額短期保険株式会社
設 立	平成17年 8 月31日 (前身の「株式会社常口セーフティ」 設立日)
資 本 金	50,000千円
総 資 産	778,355千円
純 資 産	503,899千円
本社所在地	札幌市中央区大通西 5 丁目 1 番地 2 岡本ビル 3 階
代表取締役	萩野 克己
従 業 員 数	7 名
営 業 店 舗	1 店
代 理 店 数	21店

主な業務の内容

会社の目的	当社は、次の業務を行うことを目的としています。 1. 少額短期保険業 2. 他の少額短期保険会社または保険会社（外国保険業者を含む）等の保険業に係る業務の代理または事務の代行業務 3. その他前各号に付帯または関連する業務
業務の概要	当社が現在行っている主な業務は次のとおりです。 1. 少額短期保険業 賃貸住宅災害時生活復旧費用保険（生活復旧費用プラン）の引受および契約の維持・管理、保険金の支払



▶ 経営について

代表的な経営指標	4
コーポレート・ガバナンス体制	5
組織図・リスク管理体制	6
法令等遵守（コンプライアンス）方針	7
情報開示	8
行動規範	8
勧誘方針	9
お客様第一主義に基づく業務運営方針	10
反社会的勢力に対する基本方針	11
個人情報保護方針（プライバシーポリシー）	12
個人情報保護法に基づく個人データの 開示等の請求について	14
クーリング・オフについて	15
保険商品	16
契約手続き	17
保険募集制度	17
保険金のお支払	18
指定紛争解決機関	20

代表的な経営指標

(単位：千円)

項目 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
元 受 正 味 保 険 料	691,619	679,842	660,688
正 味 収 入 保 険 料	34,580	33,992	33,034
正 味 損 害 率	28.6%	27.1%	30.2%
正 味 事 業 費 率	△ 201.7%	△ 78.2%	△ 112.4%
保 険 引 受 利 益	71,200	95,057	50,582
経 常 利 益	72,837	96,898	52,432
当 期 純 利 益	52,269	70,536	37,918
ソルベンシー・マージン比率	4,024.1%	4,561.8%	5,106.5%
総 資 産 額	721,671	729,232	778,355
純 資 産 額	395,444	465,981	503,899
保 険 業 法 上 の 純 資 産 額	405,813	477,258	516,058

* 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金の額を加えたものです。

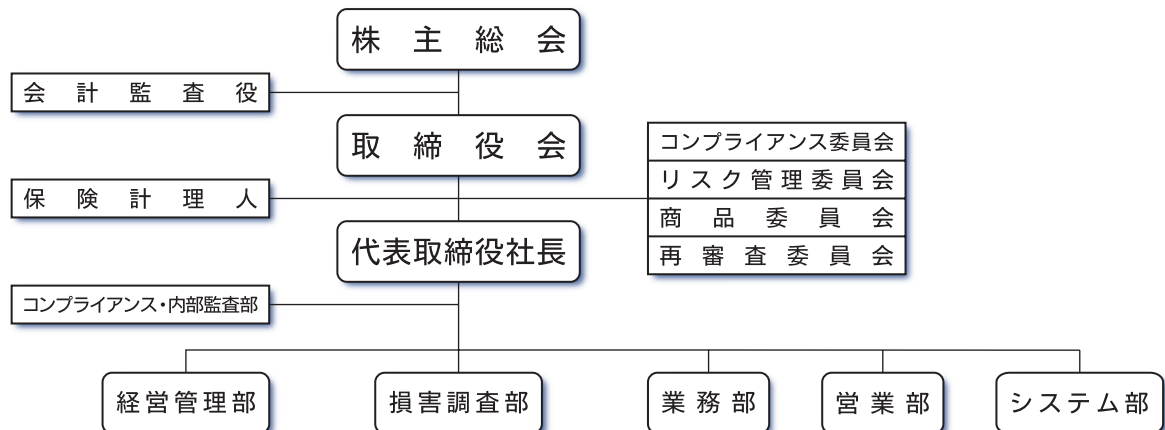
* ソルベンシー・マージン比率およびその他の用語につきましては、21ページ以降の業績データ項目に記載されておりますので、ご参照下さい。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、少額短期保険業の公共性を重視するとともに、取巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、各種法令を遵守するとともに業務の健全な運営を行うため、下記の体制を確立しています。

- | | |
|----------------------------|--|
| 取締役会 | 内部統制システムの構築、経営方針・経営計画の策定・決定を行います。また、法令の遵守、保険募集、顧客の保護、財務の健全性、商品開発管理、保険引受リスク等の整備、検討、承認を行います。代表取締役は、これら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針を周知徹底します。 |
| 各種委員会 | <p>コンプライアンス委員会：コンプライアンスに係る方針・施策・教育計画等の承認と決定を行うとともに、その推進状況、重要な課題を取締役に報告します。</p> <p>リスク管理委員会：当社事業に関するリスク分析を行い、その管理体制の強化・管理手法の協議検討を行い各部門のリスク管理状況を総合的に把握します。</p> <p>商品委員会：商品開発・商品改定の検討・協議を行います。</p> <p>再審査委員会：適正な保険金支払を行い契約者保護を図るため、保険金請求に関する苦情案件は、外部の弁護士に参加いただき、公平な判断を諮ります。</p> |
| 監査役 | 損害保険会計に習熟した公認会計士に会計監査を委託し、開かれた経営を目指しています。 |
| 保険計理人 | 支払備金や準備金の健全性に関する法令で定められた確認検証業務を行い、意見書を取締役に提出します。 |
| コンプライアンス・
内部監査部 | 全社的なコンプライアンスについて統括します。コンプライアンス・内部監査部は、年間のコンプライアンス・プログラムの策定を行い各部門に周知徹底し、その進捗状況を管理しています。また、法令遵守、契約者保護に主眼を置いて、お客様相談室の苦情対応・管理状況の監査と、各部門および代理店の監査を行い、その結果と改善状況等をコンプライアンス委員会と取締役会に報告します。 |

組織図



リスク管理体制

当社は、少額短期保険事業を行うにあたり直面する業務上の各リスクにつき、適切な予防策を講じるとともに、危機発生時に対応するため、以下のリスク管理体制を整備しています。

1. 保険引受リスク 取締役会が経営管理部の報告、保険計理人の意見等に基づきリスク管理委員会を開催し引受リスクを決定します。商品開発および商品改定等に関するリスク、保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な準備金および支払備金の積立に関するリスク等を検討し、経営の安定化を図っています。
 - (1) 集積リスク 名寄せシステムにより、一の被保険者に係る保険金額の限度額および一の保険契約者の総数の限度を管理します。
 - (2) 危険リスク 賃貸借契約を締結する住宅専用の建物もしくは戸室にご入居のみなさまのリスクのみをお引受します。
 - (3) 損害率変動リスク お引受した保険契約の一部を再保険契約に付すことでリスクのコントロールを行っています。再保険先は、S & P社による格付けでAー以上の格付けを維持していることを要件としています。当社の再保険先はトーア再保険株式会社です。

また、保険期間中に経営維持に重大な影響を与えると見込まれる事由が発生した場合、保険計理人の意見に基づき取締役会で決議し、財務局に届出た上で、保険金の削減を実施します。

2. 事務リスク 社員・代理店による事務処理上のミスや不正な処理を防止するため、当社はデータ入力等をシステム化し、そのシステムによるチェック機能を使い契約の引受けと保全に関連する事務ミス等の発生を防いでいます。
3. システムリスク コンピュータからの情報漏えい、およびシステム障害等を排除するため、基幹システムの運営をPマーク認定およびISO9001を認証取得しているシステム管理会社に委託するとともに、個人情報秘密保持契約を締結しています。
- また、社内システムにはファイアーウォールを設定し、ID・パスワードによるアクセス制限を設定するとともに、顧客データのバックアップをシステム管理会社と当社の2箇所（東京および札幌）で行うことにより、大規模災害発生時でも業務運営に支障がないよう備えています。
4. 資産運用リスク 日常の資金繰りを管理するとともに、大規模災害発生時には再保険金の迅速な回収により、保険金支払いと当社の資金繰りが円滑に行われるよう体制を管理しています。資産の運用につきましては、安全性と流動性の確保を第一義としています。

法令等遵守（コンプライアンス）方針

当社は、コンプライアンスが経営の基本であると考え、以下の方針を定めこれを実行しています。

1. 全役職員に対し、行動規範、各種法令および社内規程・ルールを遵守させるため、コンプライアンス委員会、コンプライアンス・内部監査部を置く組織体制としています。
2. 年間コンプライアンス・プログラムを策定し、各部門は全社目標、部門取組み施策に従い、それを着実に実行していきます。
3. コンプライアンス・内部監査部が、社内各部門、代理店、およびお客様相談室の業務遂行状況の監査を毎年実施し、その結果と改善状況等をコンプライアンス委員会と取締役会に報告します。

情報開示

当社はお客様をはじめとするあらゆる皆様に、当社をご理解いただき、また正しくご評価いただくために当社に関する情報の適宜・適切な開示に努めています。

ホームページ



ディスクロージャー誌



行動規範

法令・社内規範を遵守し、企業の社会的責任をはたすべく行動します。

1. 健全な保険事業の発展のため、法令・社内規範の遵守を第一に考え、公正・適正な業務運営に努め、組織をあげてコンプライアンスの徹底を図ります。
2. 業務上知り得た個人情報・企業情報や守秘すべき社内情報の取扱いについて細心の注意を払い、外部に漏えいしないよう厳正な管理に努めます。
3. 経営の透明性を高めるため、適時・適切な企業情報の開示に努めます。
4. 健全かつ透明な事業運営を推進するため、常に業務の効率化・経営資源の有効活用に取り組むとともに、各部門でのリスク管理体制の強化と内部監査体制の充実を図ります。
5. 意思決定のプロセスを明確にし、健全なコーポレートガバナンスを構築します。
6. 企業の社会的責任として反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨みます。

お客様に最も身近で、圧倒的な支持をいただける保険会社を目指します。

1. お客様のニーズにお応えした、シンプルでわかりやすい保険商品の開発・提供に努めます。
2. お客様の立場に立った、安心されるクレームサービスの提供を心掛けます。
3. お客様に誠実・親切に対応し、その意見・要望・苦情などあらゆる声を真摯に受け止め、これを業務に反映させます。
4. 代理店と互いに協力して、法令遵守に重点をおいた、お客様から信頼される業務能力の高い募集人の育成に努めます。

役職員一人一人が、人格・見識・能力の向上に努めます。

1. 全役職員が、革新的な創造性を発揮できる先進的な企業風土を築きます。
2. 個人の人格・個性を尊重するとともに、性別・年齢・国籍・宗教・社会的地位・身体障害などを理由に差別をしません。
3. 役職員の心身の健康管理と職場環境の改善に努めます。

勧誘方針

保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険商品の販売に努めます。

- 販売にあたっては、お客様にご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な保険商品の販売・勧誘活動を行います。

お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った保険商品の選択・販売に努めます。

- お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品設計・説明、販売・勧誘活動を行います。
- 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分配慮してまいります。
- ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な管理・保持に努めます。

お客様と直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法に創意工夫をこらし、お客様にご理解いただけるよう常に努力します。

- お客様に保険商品の内容について十分な理解が得られるように販売資材に工夫をこらし、より詳細にかつ密度の濃いものとして努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては迅速かつ的確に処理するよう常に努力をしております。
- お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。
- お客様に関する情報は、契約の引受と円滑な保険金支払いのため弊社にお知らせいただきますが、適正な取扱いにより個人情報の保護に努めてまいります。

お客様第一主義に基づく業務運営方針

当社は、「お客様第一主義」の業務運営を推進するために、以下の方針を定め、具体的な取組みを一層徹底して行っております。

また、お客様の視点からその取組内容を評価し、定期的に見直しを行っております。

1. 「お客様第一主義」の徹底

当社は、常に誠実・親切にお客様と向き合い、安心かつ信頼できる良質なサービスを提供できるよう「お客様第一主義」の徹底に努めてまいります。

2. お客様にとって最適な商品・サービスの提供

当社は、お客様の安心と満足を実現するために、多様化するお客様のニーズを把握し、わかりやすい商品・サービスの開発に努めてまいります。

3. お客様にとって分かりやすい情報の提供

当社は、お客様のご意向に沿った保険商品を選択いただけるよう、商品・サービスに関する重要な情報について、分かりやすく丁寧な説明をするように努めてまいります。

4. お客様の声に真摯に耳を傾け、改善に活かす取組み

当社は、お客様からいただいた声に真摯に耳を傾け、誠意をもって迅速かつ適切に対応します。

また、お客様の声を業務の改善につなげ、思いやりのあるサービスの向上に活かします。

5. お客様に寄り添った事故対応を実践する取組み

当社は、常に「お客様第一主義」の視点に立ち、事故に遭われたお客様や事故のお相手の方にご安心いただくため、迅速かつ丁寧な説明と適切な保険金のお支払いを実践します。

6. お客様の利益を不当に害することのないよう適切に業務を行う取組み

当社は、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切に業務を行ってまいります。

7. 全役職員が「お客様第一主義」の基本精神をもって行動します

当社は、「お客様第一主義」の基本精神をもって誠実・親切な対応がすべての役職員に実践されるよう社員教育を継続的に行ってまいります。

また、社員の評価においても「お客様第一主義」に高い価値観を置くことにより、時代の変化に対応できる企業風土の構築を図ります。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える「反社会的勢力」による不当請求に対して、毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、「反社会的勢力」との関係を遮断することに努め、業務の適切性および健全性を確保するために以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

1. 反社会的勢力との関係断絶

「反社会的勢力」とは取引を含めた一切の関係を遮断します。

2. 不当請求の拒絶

「反社会的勢力」による不当請求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

3. 役職員の安全確保

「反社会的勢力」による不当請求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

4. 外部専門機関との連携

「反社会的勢力」による不当請求に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター、あるいは弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。

5. 裏取引や資金提供の禁止

「反社会的勢力」に対しては、事案を隠蔽するためのいかなる裏取引を行わず、またいかなる理由があっても「反社会的勢力」に対する資金提供は行いません。

6. 有事における民事、および刑事の法的対応

「反社会的勢力」による不当請求等がなされた場合には、あらゆる民事上の法的対抗措置を講じるとともに、刑事事件となることを躊躇しません。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報取扱事業者として個人情報の取扱いの重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます。）」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法といいます。）」、および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の関連法令を遵守し、その取扱いに関する方針を以下の通りと定め、安全管理に係る適切な措置を講じることに努めます。

また、当社はお客様の「個人情報」の取扱いが常に適正に運用されるよう、従業者並びに代理店への指導・教育を徹底し、お客様の「個人情報」の取扱いが常に法令等から逸脱しないよう取組んでまいります。

1. 個人情報の取得

（特定個人情報等につきましては、下記5. をご覧ください。）

当社は、業務遂行上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下の業務に必要な範囲内で利用し、当該利用目的以外には利用しません。

- (1) 保険契約の適正な引受・維持・管理・更新、および適正な保険金のお支払い
- (2) 当社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- (3) 代理店を含む委託先サービスの案内および提供
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および保険金の請求
- (5) 当社が有する債権の回収
- (6) 当社役職員の雇用、代理店等の新設・維持管理
- (7) 問い合わせ・依頼等への対応
- (8) その他保険事業に関連・付随する業務

3. 個人情報および個人データの第三者への提供

（特定個人情報等につきましては、下記5. をご覧ください。）

当社は、以下の場合を除きお客様ご本人からいただいた個人情報を、第三者に提供することはありません。

- (1) あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- (4) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (5) お客様ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (6) 少額短期保険業者、および損害保険会社等の間で共同利用を行う場合

4. センシティブ情報の取扱い

当社は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報に関するガイドライン第5条第1項」に基づき、お客様の人種、信条、保険医療等、またはご本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報等のセンシティブ情報（「要配慮個人情報」を含みます。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得・利用または第三者提供を行いません。

5. 特定個人情報の取扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社はその目的の達成に必要な範囲を超えて取得・利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

6. 個人データおよび特定個人情報等の管理

当社は、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、安全管理に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性の確保に継続的に努めて行きます。

なお、当社の委託を受けて個人情報を取扱う外部委託業者に対しても、同様に厳重な管理を行わせており、万一個人情報に係る事故が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行います。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データ等の通知・開示・訂正・利用停止等

個人情報保護法に基づき、当社が保有している個人データ等に関する通知、開示・訂正（訂正、追加、削除）、もしくは利用停止（利用停止、消去）等のご請求がある場合は、ご請求者がご本人または正当な代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた上で、原則として書面で回答します。

なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人にその理由をご説明します。

個人情報保護法に基づく個人データの開示等の請求について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の開示、訂正・利用停止等に関する当社へのご請求は、当社所定の書式に必要事項を記載し、捺印の上、必要な資料（下記3・4をご参照ください）を添付して郵送にてご提出ください。後日、書面にて回答させていただきます。

1. 保有個人データ等の開示等の請求ができるのは、ご本人またはご本人から委任を受けた代理人のみです。

2. 開示等の請求・回答は郵送手続きに限らせていただきます。

3. 提出書類

(1) 個人情報開示請求の場合

当社所定の書式（個人情報開示請求書）

本人確認資料（詳しくは、4. の説明をご覧ください）

(2) 個人情報訂正等・利用停止等請求の場合

当社所定の書式（訂正等・利用停止等請求書）訂正・利用停止等請求の根拠となる資料

本人確認資料（詳しくは、4. の説明をご覧ください）

4. 本人確認資料

(1) ご本人からの請求

- ・運転免許証、パスポート、健康保険証などの公的書類の写し
- ・外国人である場合は、外国人登録証明書の写し、または外国人登録原票記載事項証明書

(2) 法定代理人からの請求

- ・法定代理権があることを確認するための書類（戸籍謄本、健康保険証などの公的書類の写し）
- ・法定代理人であることを確認するための書類（運転免許証、パスポートなどの公的書類の写し）

(3) 委任による代理人からの請求

- ・当社所定の委任状
- ・本人の印鑑証明書

5. 郵送先

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目1番地2 岡本ビル3階

常口セーフティ少額短期保険株式会社 個人情報開示請求係 宛

開示等の請求でご提出いただきました個人情報は、開示等の手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

お問い合わせ窓口

当社の個人情報に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

常口セーフティ少額短期保険株式会社 <http://www.safesafe.co.jp/>

所在地 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目1番地2 岡本ビル3階

電話番号 011-271-8816 Fax番号 011-271-8817

受付時間 平日9:00~17:00（土日・祝祭日・年末年始を除く）

クーリング・オフについて

当社では、「クーリング・オフ制度」を採用しております。

クーリング・オフ（契約の撤回）につきましては、8日以内に②～④の方法で請求ください。

（ただし、⑤～⑨の契約のケースではクーリング・オフの対象にはならず、保険契約を解約していただくこととなりますので、ご注意ください。）

- ① クーリング・オフは、ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか、遅い日から8日以内であれば行うことができます。
- ② クーリング・オフの手続きは、取扱代理店ではできませんので、当社の下記＜送付先＞に必ず上記①の期間内に（8日以内の消印有効）郵便にてご送付ください。
- ③ クーリング・オフされた場合、すでにお支払になった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、当社および取扱代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割り計算によりお支払いいただく場合があります。
- ④ クーリング・オフをご希望される場合は、葉書に次の必要事項をご記入いただき、郵送してください。

《必要事項》 ● ご契約をクーリング・オフする旨の内容
● ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号
● ご契約申込日 ● 保険証券番号 ● 取扱代理店名

クーリング・オフできない場合について

- ⑤ 保険期間が1年以下のご契約
- ⑥ 営業または事業のためのご契約
- ⑦ 法人または法人でない団体・財団等が締結されたご契約
- ⑧ 金銭消費貸借契約その他の契約の債権の履行を担保するためのご契約
- ⑨ 通信販売特約により申し込まれたご契約 等

※ 記入例

	06000042	札幌市中央区大通西五丁目1番地2 岡本ビル3階
	常口セーフティ少額短期保険株式会社 「クーリング・オフ」担当者 行	
		

以下、保険契約を
クーリング・オフします。

申込人住所：

氏名： 

電話番号：

申込日：

証券番号：

取扱代理店名：

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険（生活復旧費用プラン）の特徴

火災をはじめさまざまな偶然な事故により、入居者（被保険者）の所有する家財に損害を被った場合や、賃貸借契約に基づき、または緊急的に入居物件を修理した費用を生活復旧費用保険金としてお支払いします。さらに、火災等により宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用について仮住まい費用保険金をお支払いします。また、入居者（被保険者）による第三者や貸主に対する損害賠償事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 保険期間：1年または2年とします。
- 保険始期：保険開始日の午前0時に開始します。

注：新規契約の場合には、保険料領収前に発生した損害に対しては、保険金は支払われません。

- お支払いする保険金：生活復旧費用保険金、仮住まい費用保険金、第三者に対する賠償責任保険金、貸主に対する賠償責任保険金です。

（詳細はパンフレット、重要事項説明書、もしくは普通保険約款をご覧ください。）

法令による注意事項（特にご注意ください）

生活復旧費用プラン 賃貸生活における特有のトラブルや災害の
「いざ」に備える **3** つの安心補償

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険

1 第三者・貸主に対する賠償責任保険
法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

■ 第三者に対する賠償責任保険
・借戸室の使用または管理に起因する偶発的な事故
・被保険者および入居者の日常生活に起因する偶発的な事故

■ 貸主に対する賠償責任保険
・借戸室が、被保険者のために借り手である場合に起因する偶発的な事故により損害を受けた場合、被保険者が借戸室についてその責任を負い、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合
・火災
・盗難または爆発
・借戸室内で発生した火災、洪水または漏水による水漏れ・浸水被害の被害者の方、生活復旧費用保険金がお支払いされる場合を除く

2 生活復旧費用保険
事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金をお支払いします。

① 火災・落雷・破損・爆発
② 風災・ひょう災・雪災
③ 建物外からの物体の落下・衝突車両の飛び込み
④ 水漏れ
結露や設備に生じた事故または他人の不注意からの水漏れ
⑤ 盗難
盗難による家財の盗取・盗損、汚損および家財の盗難による被害（盗難）
⑥ 水災
台風、暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の災害による浸水、床上浸水の被害を被ったとき
⑦ 水道管・結露・破損
水道管の破損、結露、破損による漏水、破損した水道管の修理費用等

①～⑦の事故により被保険者または入居者（※）の借戸室内に収容中の家財、もしくは借戸室内に設置を被った結果、被保険者及び入居者の生活を事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金額（生活復旧費用保険金）を限度としてお支払いします。

（注） 入居者とは、借戸室内に居住する者
（注） ①～⑦の事故により被保険者または入居者の借戸室内に収容中の家財、もしくは借戸室内に設置を被った結果、被保険者及び入居者の生活を事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金額（生活復旧費用保険金）を限度としてお支払いします。

3 仮住まい費用保険
宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用に対しての保険金をお支払いします。

・生活復旧費用保険金が保険金額の50%以上支払われる場合で、かつ契約者または被保険者が借戸室内の賃貸借契約を締結の日から1ヶ月以内に行ない、被保険者が引越したとき
・生活復旧費用保険金が支払われる場合で、かつ被保険者または入居者が借戸室内の修繕のために期間に限定する場合には、1日の宿泊につき1万円を限度として支払った宿泊に要する費用

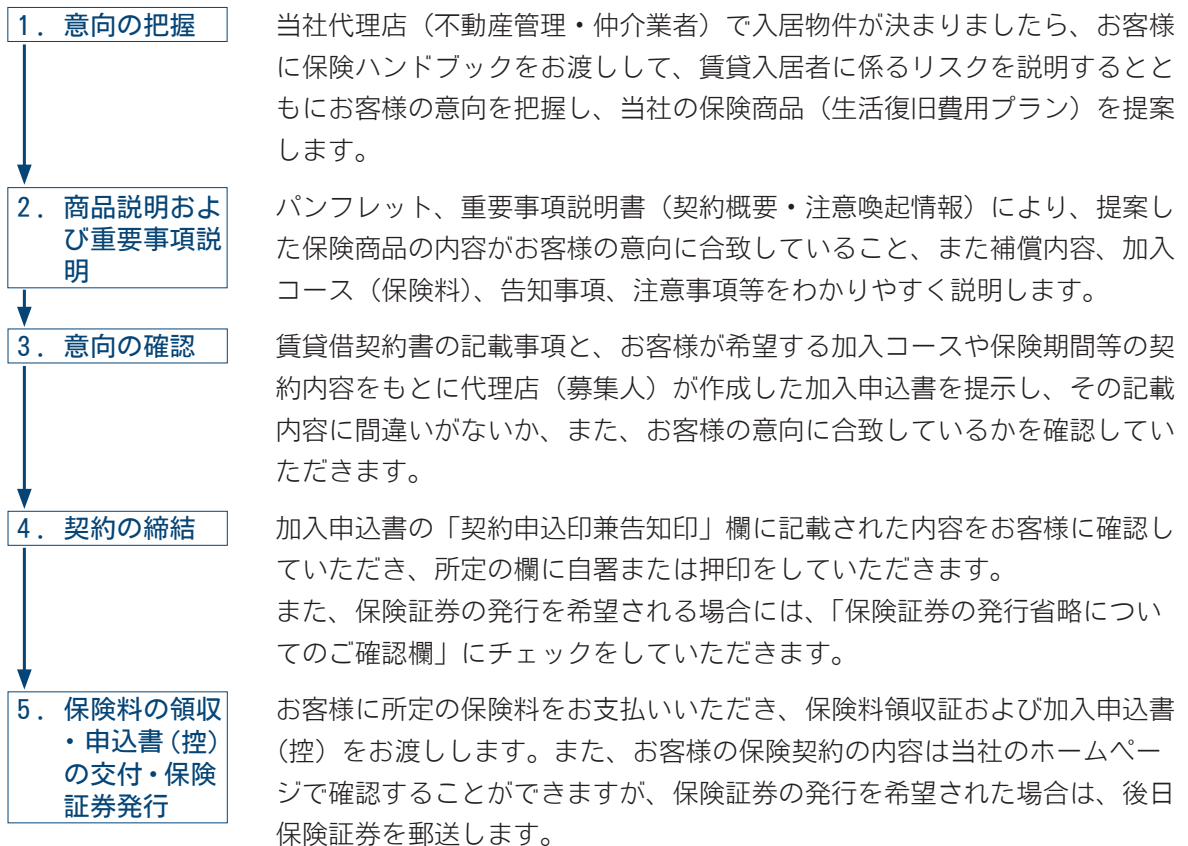
引越

【保険金をお支払いできない主な場合】については裏面をご覧ください

JSF-PF-00006 (R1.9)

1. 当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、また保険契約の移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。
2. 当社が引受ける「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険」の保険期間は1年間または2年間のいずれかになります。
また、この保険契約により当社が支払う保険金の合計額は、1回の事故につき、保険証券等記載の金額を限度とします。
3. 保険金支払事由が集中して発生し、当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
4. 一保険契約者について引受ける全ての被保険者の総数は原則100名までとなります。
5. この保険の収支を検証して不採算となる場合で、継続契約の引受けが困難となった場合には、継続契約をお引受けできないことがあります。

契約手続き



保険募集制度

代理店登録および届出

当社と委託契約を締結した代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客様と保険契約の手続きを行うことができる保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。

代理店の業務

代理店は、当社に代わってお客様に適切な保険商品をお勧めし、お客様のご意向を確認した上で保険契約を締結し、保険料を受領しています。保険商品をご案内する際には商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明していきます。

代理店教育

代理店に対して各種法令、社内規程等で定められた保険募集ルールを周知徹底させるため、保険販売マニュアル等を作成して教育を行っています。

代理店監査

代理店による保険募集が適正に行われている事を確認するため、コンプライアンス・内部監査部は、毎年、代理店の監査計画を策定の上、代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、不備等のある場合は業務適正化の指導を行っています。

保険金のお支払い

事故が発生した場合の保険金の支払いは、当社の最も重要な業務です。迅速で的確な損害調査を行い、公平・公正な保険金支払を遂行し、保険契約者および代理店から高い信頼を得るため、当社では「保険金請求に必要な書類を受領した日から、30日以内にお支払する」ことを約束しています（特別な調査を要する場合を除きます）。

生活復旧費用プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険）の事故発生から解決・保険金お支払まで

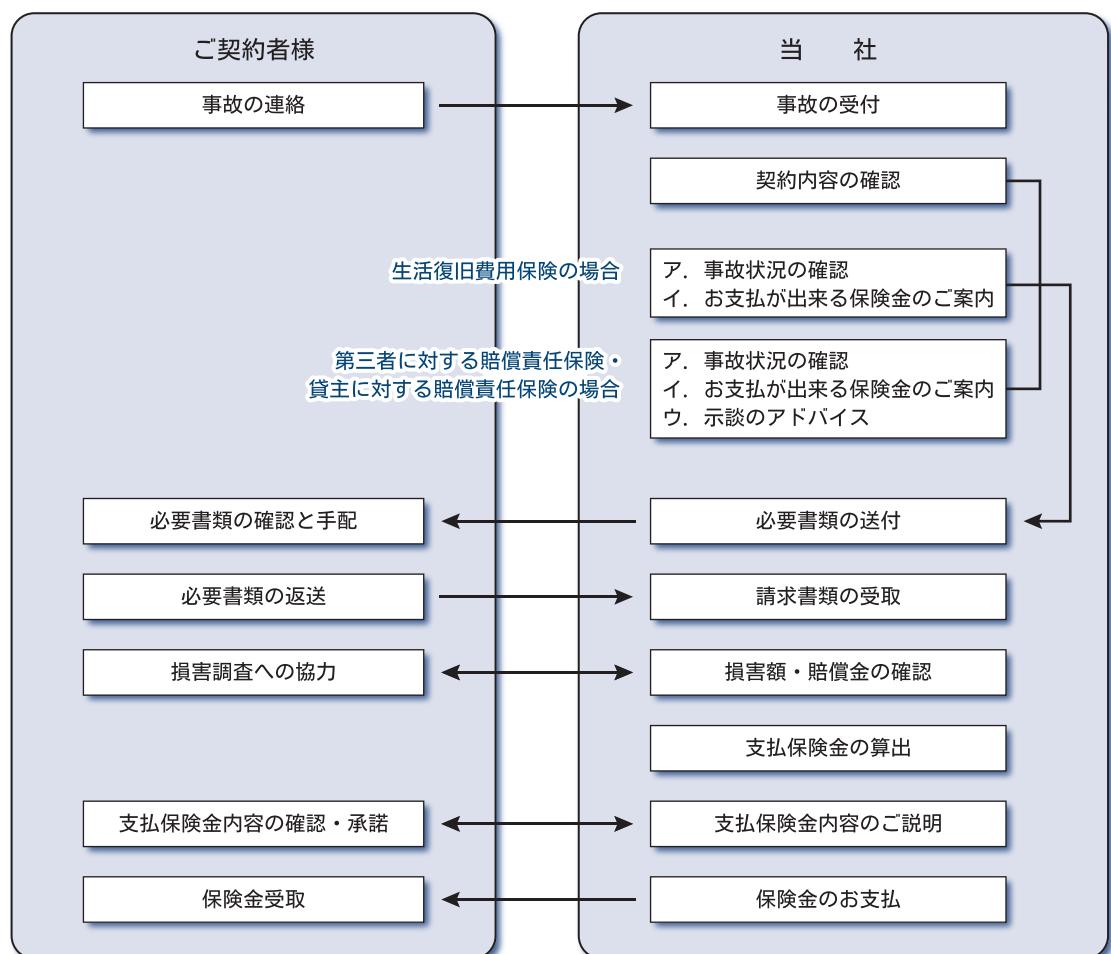
火災・爆発事故の時は、お客様自身の安全を確保し、損害の拡大防止を行い消防署に通報してください。

また、盗難の時は、警察署に通報してください。窓ガラスまたはドアが破損されている場合は、貸主または管理会社にも連絡してください。

第三者に対する賠償責任保険・貸主に対する賠償責任保険の事故発生から解決・保険金お支払まで

漏水事故等の時は、損害が広がらないようにし、自室および第三者（階下の方等）の状況を確認し、当社に連絡いただくとともに貸主または管理会社に連絡してください。第三者（賠償の被害者）には「損害賠償については、保険会社と相談しながら進めさせていただきます」と、お伝えください。

1. 保険金支払のフロー



2. 事故受付について

当社では、火災・賠償事故発生の際の事故受付を24時間365日体制で行っております。

事故受付専用：0120-889-212（受付時間 平日 9：00～17：00）
FAX：011-271-8817
上記時間以外および土日祝日は：0120-575-377

3. 適正な保険金支払のために

保険金支払は個人情報保護法に則り、「損害調査業務マニュアル」、「火災・賠償責任保険損害調査マニュアル」に基づき公正に支払いをし、その業務の適正性についてコンプライアンス・内部監査部で監査を行っています。

4. 再審査請求制度について

お客様からの保険金請求に対して、当社のお支払に関する判断につきご了承いただけない場合には、お客様からのご請求により「再審査請求制度」をご利用いただくことができます。お客様から再審査のご請求をいただいた事案については、外部の弁護士を入れた「再審査委員会」において、当社損害調査部の判断内容について再審査します。

再審査請求の対象事案

「再審査請求制度」の対象となる事案は、ご契約内容（約款）に基づき、保険金支払の対象外とされたものです。

再審査請求の方法

再審査を請求するには、お客様から当社へ「再審査請求書」を提出いただきます。詳しくはお客様相談室に、お問い合わせください。

お客様相談室 011-271-8816
営業時間：平日 9:00～17:00（土日・祝祭日・年末年始を除く）

指定紛争解決機関

お客様の必要に応じて、指定少額短期保険業務紛争解決機関である「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。「少額短期ほけん相談室」は公正かつ中立な立場からお客様と少額短期保険業者との和解の斡旋・解決支援を行っております。

少額短期ほけん相談室

TEL : 0120-82-1144 (フリーダイヤル)

FAX : 03-3297-0755

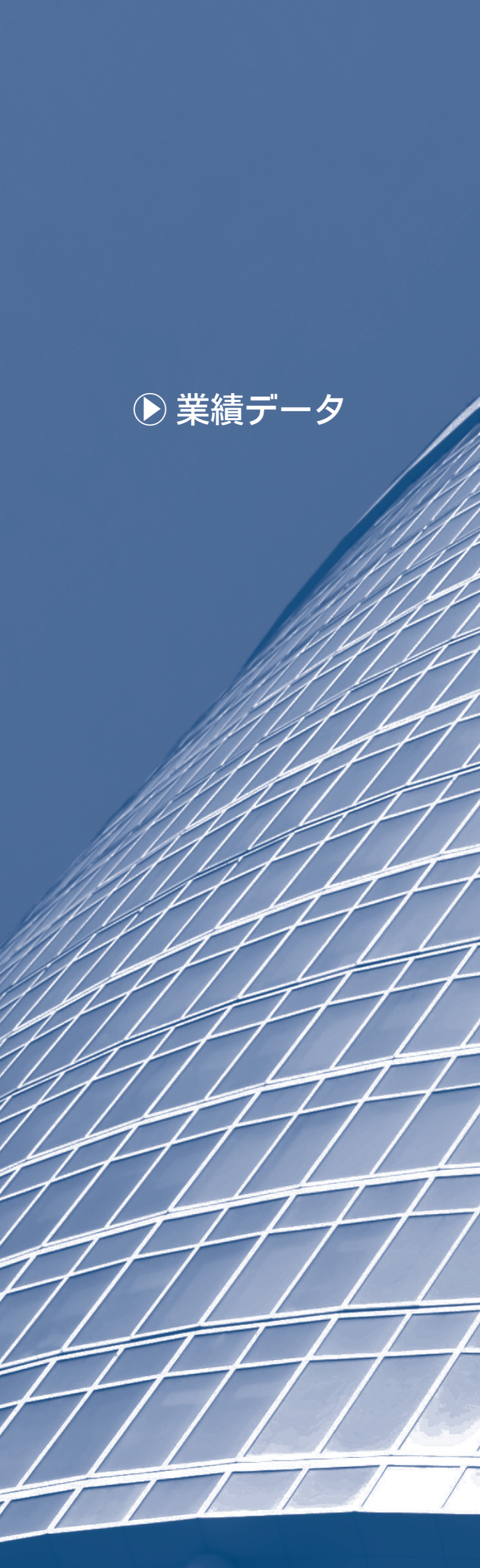
受付時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00

受付日 : 月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

一般社団法人日本少額短期保険協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング 2階

TEL : 03-6222-4422



▶ 業績データ

令和元年度における業務の概況

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な
業務の状況を示す指標…………… 23
2. 直近の2事業年度における主要な
業務の状況…………… 23
3. 保険契約に関する指標…………… 25
4. 経理に関する指標等…………… 27
5. 資産運用に対する指標等…………… 27
6. 責任準備金の残高の内訳…………… 28
7. ソルベンシー・マージン比率…………… 29
8. 時価情報等…………… 30

経理の状況

1. 貸借対照表…………… 31
2. 損益計算書…………… 34
3. 株主資本等変動計算書…………… 36
4. キャッシュ・フロー計算書…………… 38

令和元年度における業務の概況

事業環境および成果等

当決算期におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢の改善など、緩やかな回復基調で推移していましたが、通商問題の動向が世界経済に与える影響の不確実性の高まりや、消費増税に伴う消費減退への懸念等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、先行きの不透明さが増し、国内経済及び北海道経済への影響は計り知れません。

このような状況のなか、当社は、引き続き営業基盤の強化に努めるとともに、コストの削減、事故発生防止策の実施等の事業活動を展開してまいりました。

その結果、当決算期の業績は以下のとおりとなりました。

- ① 当期の保険料収入は、継続契約保険料が増収しましたが、新規契約保険料が減収となり、前年度比2.5%減の709,052千円となりました。

また、当期経常利益は、保険料の減収と支払保険金の増加、普通責任準備金の繰入れなどにより、52,432千円（前年度比45.9%減）となりました。

この結果、当期純利益は、37,918千円（前年度比46.2%減）となりました。

- ② 純資産は、前年度比8.1%（37,918千円）増加し、503,899千円となりました。
- ③ ソルベンシー・マージン比率は前期4,561.8%から当期5,106.5%になりました。

対処すべき課題

1. 内部管理態勢およびコンプライアンス態勢の強化

当社は、社内各部門・役職員の相互牽制と監督機能が働く組織と、役職員の職務分掌、権限および責任を明確にした内部管理態勢のもと、適切な業務遂行に努めておりますが、今後も引き続き内部統制（ガバナンス）を強化していくとともに、法令・社内ルール等のコンプライアンスを重視した健全な企業運営を目指してまいります。

2. 少額短期保険業者の経過措置終了を見据えた対応策の検討

少額短期保険業者が引受けできる保険金額の経過措置の適用は2023年3月末で終了することが保険業法で定められており、経過措置適用契約者の段階的縮小に向けた取組みが必要となります。

同時に、経過措置終了を見据えて、お客様のニーズに合った家財保険商品提供の検討（共同保険等）と、経営に与える影響への対応策および新マーケットでの商品開発の検討、方針の決定を行ってまいります。

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目 \ 年度	平成29年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	平成30年度 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)	令和元年度 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)
正味収入保険料	34,580	33,992	33,034
経常収益	1,449,306	1,413,870	1,368,417
保険引受利益	71,200	95,057	50,582
経常利益	72,837	96,898	52,432
当期純利益	52,269	70,536	37,918
正味損害率	28.6%	27.1%	30.2%
正味事業費率	△201.7%	△78.2%	△112.4%
資本金	50,000	50,000	50,000
(発行済株式総数)	(1,000株)	(1,000株)	(1,000株)
利息および配当金収入	—	—	—
純資産額	395,444	465,981	503,899
保険業法上の純資産額(*)	405,813	477,258	516,058
総資産額	721,671	729,232	778,355
責任準備金残高	118,557	74,364	85,313
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	4,024.1%	4,561.8%	5,106.5%
配当性向	—	—	—
従業員数	8人	8人	7人

2. 直近の2事業年度における主要な業務の状況

(1) 正味収入保険料

(単位：千円)

項目 \ 年度	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	33,992	100%	33,034	100%
その他	—	—	—	—
合計	33,992	100%	33,034	100%

* 正味収入保険料とは、元受正味収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

(2) 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		679,842	100%	660,688	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		679,842	100%	660,688	100%

* 元受正味保険料とは、元受保険料から解約返戻金およびその他返戻金を控除したものをいいます。

(3) 支払再保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		645,850	100%	627,654	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		645,850	100%	627,654	100%

* 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

(4) 保険引受利益

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		95,057	100%	50,582	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		95,057	100%	50,582	100%

* 保険引受利益とは、保険引受収益から保険引受費用、営業費および一般管理費を控除し、その他の収支（その他経常収益－その他経常費用）を加味したものをいいます。

(5) 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		9,226	100%	9,984	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		9,226	100%	9,984	100%

* 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

(6) 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		184,534	100%	199,682	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		184,534	100%	199,682	100%

* 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

(7) 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		175,307	100%	189,698	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		175,307	100%	189,698	100%

3. 保険契約に関する指標

(1) 契約者配当金の額

該当ありません。

(2) 正味損害率、正味事業費率および正味合算率

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火 災		27.1%	△78.2%	△51.1%	30.2%	△112.4%	△82.2%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		27.1%	△78.2%	△51.1%	30.2%	△112.4%	△82.2%

* 正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

* 正味事業費率＝正味事業費（事業費＋保険業法113条繰延額（△）＋保険業法113条繰延資産償却費－再保険手数料）÷正味収入保険料

* 正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		28.4%	57.3%	85.7%	25.6%	56.8%	82.4%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		28.4%	57.3%	85.7%	25.6%	56.8%	82.4%

* 発生損害率＝当期発生保険金等÷当期既経過保険料

* 事業費率＝事業費（事業費＋保険業法113条繰延額（△）＋保険業法113条繰延資産償却費）÷
当期既経過保険料

* 合算率＝発生損害率＋事業費率

(4) 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

平成30年度		令和元年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合
1 社	100%	1 社	100%

(5) 支払保険料の格付けごとの割合

平成30年度		令和元年度	
格 付 け 区 分	出再保険料のおける割合	格付け区分	出再保険料のおける割合
A － 以 上	100%	A － 以 上	100%
B B B 以 上	—	B B B 以 上	—
そ の 他	—	そ の 他	—
合 計	100%	合 計	100%

* 格付け区分はS&P社の格付けを使用しています。

* 各年度 3 月末時点の格付けに基づいています。

(6) 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		39,792	100%	52,468	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		39,792	100%	52,468	100%

4. 経理に関する指標等

(1) 支払備金

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		3,214	100%	1,895	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		3,214	100%	1,895	100%

(2) 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		74,364	100%	85,313	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		74,364	100%	85,313	100%

(3) 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

(4) 損害率の上昇に対する経常利益の変動

(単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	元受発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。			
計 算 方 法	正味既経過保険料×1%			
経 常 利 益 の 減 少 額	平成30年度	343	令和元年度	338

5. 資産運用に対する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金		536,208	73.5%	591,562	76.0%
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		536,208	73.5%	591,562	76.0%
総 資 産		729,232	100.0%	778,355	100.0%

(2) 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度		令和元年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金		—	—	—	—
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		—	—	—	—
総 資 産		—	—	—	—

(3) 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当ありません。

(4) 保有有価証券の利回り

該当ありません。

(5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

6. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

項目	年度	令和元年度			
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合 計
火 災		73,154	12,159	—	85,313
そ の 他		—	—	—	—
合 計		73,154	12,159	—	85,313

7. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	477,438	516,246
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	465,981	503,899
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	11,277	12,159
④ 一般貸倒引当金	180	187
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%または100%）	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%または100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの（⑩(a)）	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの（⑩(b)）	—	—
⑪ 控除項目(-)	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	20,932	20,219
保険リスク相当額	12,041	11,682
R 1 一般保険リスク相当額	3,695	3,657
R 4 巨大災害リスク相当額	8,346	8,025
R 2 資産運用リスク相当額	11,537	11,153
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	—	—
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	10,647	10,136
再保険回収リスク相当額	890	1,017
R 3 経営管理リスク相当額	472	457
ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1 / 2) × (2) }	4,561.8%	5,106.5%

* ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

ソルベンシー・マージン比率とは

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予想を超える危険が発生した場合でも十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額（表の(2)）」に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力（表の(1)）」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのがソルベンシー・マージン比率です。
- 前ページ(1)の、ソルベンシー・マージン総額（少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- 前ページ(2)の、リスクの合計額（通常の予測を超える危険）とは、

一般保険リスク（保険引受上の危険）	：	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険
巨大災害リスク（巨大災害に係る危険）	：	通常の予測を超える巨大災害（伊勢湾台風相当）により発生しうる危険
資産運用リスク（資産運用上の危険）	：	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生しうる危険
経営管理リスク（経営管理上の危険）	：	業務の運営上、通常の予測を超えて発生しうる危険で上記のリスク以外のもの
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつで、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

8. 時価情報等

- (1) 有価証券
該当ありません。
- (2) 金銭の信託
該当ありません。

経理の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科目	年度 平成30年度 (平成31年 3月31日現在)	令和元年度 (令和2年 3月31日現在)	比較増減	科目	年度 平成30年度 (平成31年 3月31日現在)	令和元年度 (令和2年 3月31日現在)	比較 増減
(資産の部)				(負債の部)			
現金および預貯金	536,208	591,562	55,354	保険契約準備金	77,579	87,209	9,630
現金	547	411	△ 136	支払備金	3,214	1,895	△ 1,319
預貯金	535,660	591,150	55,490	責任準備金	74,364	85,313	10,949
有形固定資産	3,892	3,230	△ 662	代理店借	45,134	46,671	1,537
建物附属設備	3,505	3,038	△ 467	再保険借	82,600	70,289	△ 12,311
その他有形固定資産	387	192	△ 195	その他負債	57,937	70,285	12,348
無形固定資産	591	63	△ 528	未払法人税等	752	10,513	9,761
ソフトウェア	562	35	△ 527	未払費用	2,324	1,746	△ 578
その他	28	28	0	預り金	1,170	705	△ 465
代理店貸	0	0	0	賞与引当金	2,000	2,128	128
再保険貸	89,020	101,715	12,695	前受収益	51,690	55,192	3,502
貸倒引当金	△ 180	△ 187	△ 7	負債の部合計	263,251	274,455	11,204
その他の資産	77,926	57,227	△ 20,699	(純資産の部)			
未収金	53,738	31,129	△ 22,609	資本金	50,000	50,000	0
未収収益	—	—	—	利益剰余金	455,201	493,119	37,918
前払費用	21,463	23,372	1,909	その他利益剰余金	455,201	493,119	37,918
預託金	2,725	2,725	0	繰越利益剰余金	455,201	493,119	37,918
繰延税金資産	10,773	13,744	2,971	自己株式 (△)	△ 39,220	△ 39,220	0
供託金	11,000	11,000	0	株主資本合計	465,981	503,899	37,918
				純資産の部合計	465,981	503,899	37,918
資産の部合計	729,232	778,355	49,123	負債・純資産の部合計	729,232	778,355	49,123

【令和元年度 貸借対照表の注記事項】

1. 有形固定資産の減価償却は定率法（ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）、無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
2. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について税法の法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。
3. 賞与引当金は、役員賞与および従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。
4. 消費税等の会計処理方法は税込み方式を採用しております。
5. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が300万円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 有形固定資産の減価償却額累計額は、6,097千円であります。
7. 繰延税金資産の総額は13,744千円で、その内訳は普通責任準備金として12,854千円および賞与引当金等によるものであります。
8. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	37,912千円
同上にかかる出再支払備金	36,016千円
差引	1,895千円

9. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金	73,154千円
異常危険準備金	12,159千円
合計	85,313千円

10. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンスリースにより使用しております。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

代理店貸等にかかる信用リスクについては適切に管理しリスク軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金および預金	591,652	591,652	—
代理店貸	—	—	—
再保険貸	101,715	101,715	—
未収金	31,129	31,129	—
代理店借	(46,671)	(46,671)	—
再保険借	(70,289)	(70,289)	—

① 負債に計上されるものについては、() で示しております。

② これらの金融商品はいずれも短期で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

12. 1株あたりの純資産額は1,938,075円72銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額および普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも503,899千円、1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は260株であります。

13. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：千円)

項目 \ 年度	平成30年度 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	比較増減
経常収益	1,413,870	1,368,417	△ 45,453
保険料等収入	1,367,836	1,365,241	△ 2,595
保険料	727,588	709,052	△ 18,536
再保険収入	640,248	656,189	15,941
回収再保険金	175,307	189,698	14,391
再保険手数料	419,582	420,545	963
再保険返戻金	45,358	45,945	587
責任準備金等戻入額	44,193	1,319	△ 42,874
責任準備金戻入額	44,193	0	△ 44,193
支払備金戻入額	0	1,319	1,319
その他経常収益	1,841	1,857	16
経常費用	1,316,972	1,315,985	△ 987
保険金等支払金	923,488	921,645	△ 1,843
保険金	184,534	199,682	15,148
解約返戻金	47,745	48,363	618
再保険料	691,208	673,599	△ 17,609
責任準備金等繰入額	513	10,949	10,436
責任準備金繰入額	0	10,949	10,949
支払備金繰入額	513	0	△ 513
事業費	392,970	383,383	△ 9,587
営業費および一般管理費	387,823	379,147	△ 8,676
税金	3,563	2,917	△ 646
減価償却費	1,882	1,189	△ 693
賞与引当金繰入額	△ 300	128	428
その他経常費用	0	7	7
経常利益	96,898	52,432	△ 44,466
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
固定資産税等処分損	—	—	—
税引前当期純利益	96,898	52,432	△ 44,466
法人税および住民税	14,052	17,485	3,433
法人税等調整額	12,310	△ 2,971	△ 15,281
当期純利益	70,536	37,918	△ 32,618

【令和元年度 損益計算書の注記事項】

1. 正味収入保険料の内訳は以下のとおりであります。

保険料	709,052千円
再保険返戻金	45,945千円
小計（イ）	754,997千円
再保険料	673,599千円
解約返戻金等	48,363千円
小計（ロ）	721,962千円
差引（イ－ロ）	33,034千円

2. 正味支払保険金の内訳は以下のとおりであります。

保険金等	199,682千円
回収再保険金	189,698千円
差引	9,984千円

3. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、以下のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	△26,383千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△25,064千円
差引	△1,319千円

4. 責任準備金繰入額の内訳は、以下のとおりであります。

当年度普通責任準備金（イ）	73,154千円
前年度普通責任準備金（ロ）	63,087千円
異常危険準備金繰入額（ハ）	882千円
差引（イ）－（ロ）＋（ハ）	10,949千円

5. 1株あたりの当期純利益は145,840円90銭であります。

1株あたりの当期純利益の算出には、期中平均発行済株式数（1,000株）から期中平均自己株式数（740株）を控除した260株で算出しています。

6. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

項目	年度	平成30年度	令和元年度
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
株主資本			
資本金			
前期末残高		50,000	50,000
当期変動額		—	—
新株の発行		—	—
当期末残高		50,000	50,000
資本剰余金			
資本準備金		—	—
その他資本剰余金		—	—
利益剰余金			
利益準備金		—	—
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		384,664	455,201
当期変動額		70,536	37,918
当期純利益		70,536	37,918
当期末残高		455,201	493,119
利益剰余金合計			
前期末残高		384,664	455,201
当期変動額		70,536	37,918
当期末残高		455,201	493,119
自己株式			
前期末残高		△ 39,220	△ 39,220
当期変動額		—	—
当期末残高		△ 39,220	△ 39,220
株主資本合計			
前期末残高		395,444	465,981
当期変動額		70,536	37,918
当期末残高		465,981	503,899
評価・換算差額等		—	—
新株予約権		—	—
純資産合計			
前期末残高		395,444	465,981
当期変動額		70,536	37,918
当期末残高		465,981	503,899

【令和元年度 株主資本等変動計算書の注記事項】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	1,000株	—	—	1,000株

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	740株	—	—	740株

3. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

4. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	平成30年度	令和元年度
		平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで	平成31年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月31日まで
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益（△は損失）		96,898	52,432
減価償却費		1,882	1,189
保険業法第113条繰延資産償却費		－	－
支払備金の増加額（△は減少）		513	△ 1,319
責任準備金の増加額（△は減少）		△ 44,193	10,949
契約者配当準備金繰入額		－	－
貸倒引当金の増加額（△は減少）		△ 41	7
賞与引当金の増加額（△は減少）		△ 300	128
退職給付引当金の増加額（△は減少）		－	－
役員退職慰労引当金の増加額（△は減少）		－	－
価格変動準備金の増加額（△は減少）		－	－
利息および配当金等収入		－	－
有価証券関係損益（△は益）		－	－
支払利息		－	－
為替差損益（△は益）		－	－
有形固定資産関係損益（△は益）		－	－
代理店貸の増加額（△は増加）		－	－
再保険貸の増加額（△は増加）		25,069	△ 12,694
前払費用の増加額（△は増加）		3,180	△ 1,909
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		△ 19,911	22,609
代理店借の増加額（△は減少）		△ 4,523	1,537
再保険借の増加額（△は減少）		8,601	△ 12,310
前受収益の増加額（△は減少）		△ 7,275	3,502
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		△ 1,224	△ 1,044
その他		△ 49	△ 2
小 計		59,851	63,076
利息及び配当金等の受取額		－	－
利息の支払額		－	－
契約者配当金の支払額		－	－
その他		－	－
法人税等の支払額		△ 29,847	△ 7,722
営業活動によるキャッシュ・フロー		30,004	55,354
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額（△は増加）		－	－
有価証券の取得による支出		－	－

科目	年度	平成30年度	令和元年度
		平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
有価証券の売却・償還による収入		—	—
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		—	—
有形固定資産の取得による支出		—	—
その他		—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		—	—
借入金の返済による支出		—	—
社債の発行による収入		—	—
社債の償還による支出		—	—
株式の発行による収入		—	—
自己株式の取得による支出		—	—
配当金の支払額		—	—
その他		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
IV 現金および現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金および現金同等物の増減額（△は減少）		30,004	55,354
VI 現金および現金同等物期首残高		506,204	536,208
VII 現金および現金同等物期末残高		536,208	591,562

【令和元年度 キャッシュ・フロー計算書注記事項】

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金です。

2. 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金および預貯金勘定	591,562千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金および現金同等物	591,562千円

3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査について

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の計算書類につきましては、会計監査役の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

常口セーフティ少額短期保険株式会社

〒060-0042

札幌市中央区大通西5丁目1番地2 岡本ビル3階

お客様相談室：011-271-8816

事故受付専用：0120-889-212

F a x：011-271-8817

夜間（平日9：00～17：00以外）および土日祝日の事故受付は
：0120-575-377

メールアドレス：safepost@safesafe.co.jp

ホームページ：http://www.safesafe.co.jp/

営業時間：平日9：00～17：00（土日・祝祭日・年末年始を除く）

一般社団法人日本少額短期保険協会

〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2階

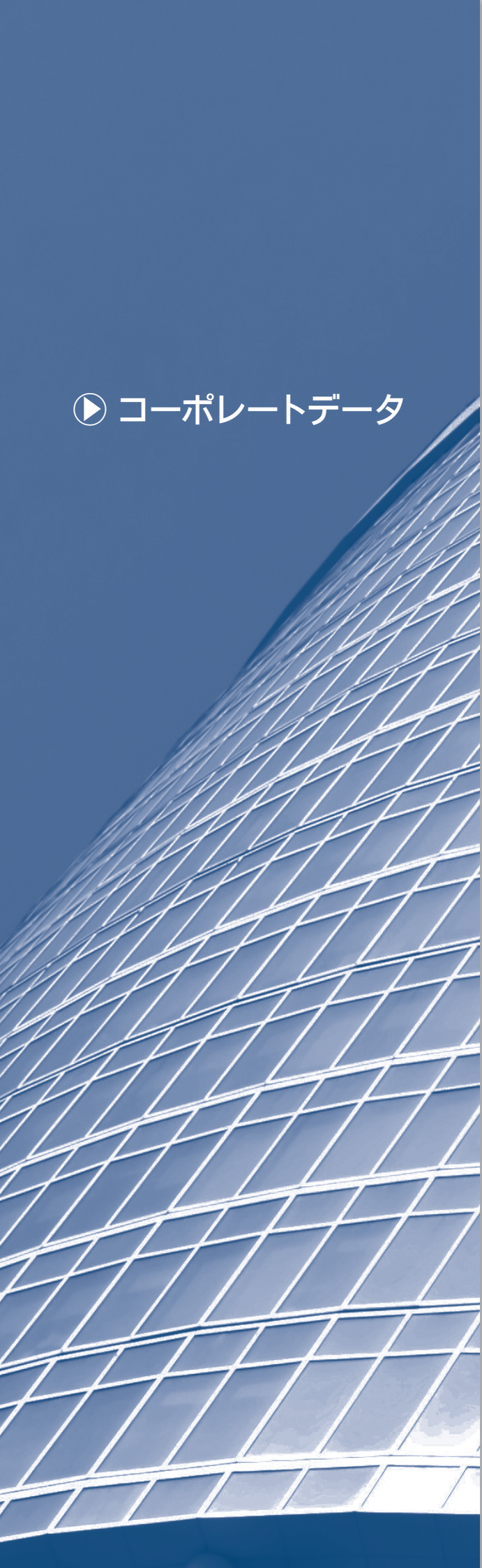
少額短期ほけん相談室：0120-82-1144

F a x：03-3297-0755

メールアドレス：info@shougakutanki.org

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受 付 日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）



▶ コーポレートデータ

会社の沿革・株式・役員…………… 42

常口セーフティ少額短期保険株式会社の沿革

平成17年 8 月31日	株式会社常口セーフティを設立
平成18年12月 1 日	少額短期保険準備会社として登録 本社所在地 札幌市中央区南九条西 3 丁目 2 番16号 東京事務所 千葉市中央区栄町36番10号
平成20年 5 月30日	北海道財務局長（少額短期保険）第 1 号として登録 常口セーフティ少額短期保険株式会社として営業開始 常口マイタウン共済会より「セーフティ生活保険プラン（共済）契約」を包括移転
平成20年 7 月30日	資本金を1000万円から、5000万円へ増資
平成20年 9 月30日	常口マイタウン共済会より「生活復旧費用プラン保険（共済）契約」を包括移転
平成20年10月30日	東京事務所を廃止、システム部を本社に集約
平成21年 3 月 1 日	本社を富士火災札幌ビルに移転
平成28年10月11日	本社を現在地（岡本ビル）に移転

株式に関する事項

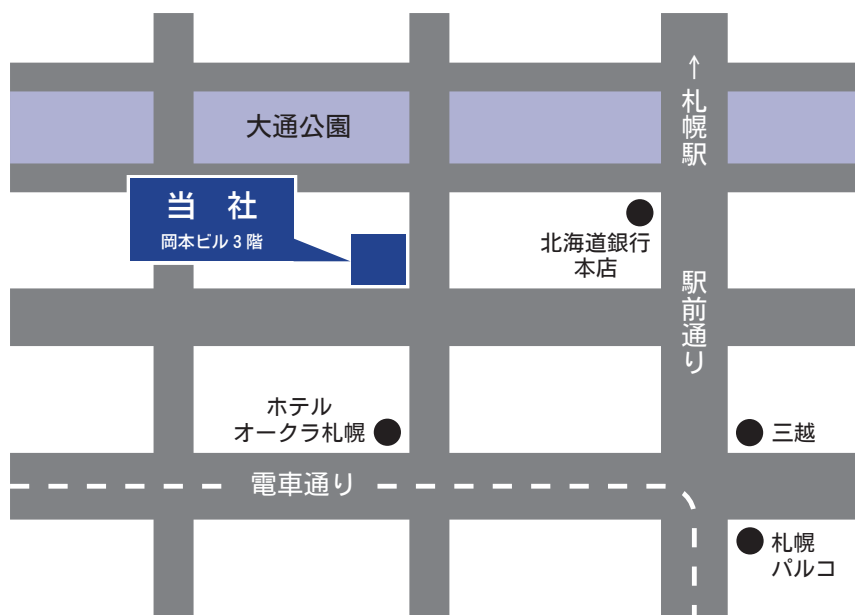
発行可能株式数 2,000株 発行済株式数 1,000株

株 主 名	持株数	割 合	株 主 名	持株数	割 合
萩 野 克 己	145株	14.5%	高 橋 和 弘	20株	2.0%
林 敏 雄	95株	9.5%	自 己 株 式	740株	74.0%

（注）割合は、発行済株式数（1,000株）に対する所有株式割合です。

役員に関する事項

地 位	氏 名	主な担当および重要な兼職
代表取締役社長	萩 野 克 己	経営全般管理
専務取締役	福 岡 稔	経営管理部、業務部、損害調査部、 コンプライアンス・内部監査部、システム部、営業部
取 締 役（非常勤）	林 敏 雄	
会計監査役（非常勤）	岡 野 芳 郎	近畿第一監査法人代表社員、公認会計士



常口セーフティ少額短期保険 株式会社
JOGUCHI SAFETY SSI



JOGUCHI SAFETY SSI

<http://www.safesafe.co.jp/>